

『消えた年金記録』問題に

企業として、個人として

どう対応するか③

年金問題については、この度で3回目となりますが、前回においては、まず自分自身の年金加入履歴を整理することが大事だと説明しました。ただし、自分自身の記憶が、そのとおりに管理記録されているのかを確認する必要があります。そこで今回は、社会保険庁に対して年金記録の確認方法の仕方について説明します。

●年金記録照会の方法

(1) 相談窓口へ出向く

最寄りの社会保険事務所・年金相談センターに行つて確認します。その時持参するものとして、

- *年金証書
- *振込通知書
- *年金手帳・被保険者証
- *年金加入履歴のメモ
- 等を持っていきます。

(2) 電話で問い合わせる

年金加入記録に係る問い合わせ先としてナビダイヤルでの電話サービスがあります。

*0570・08・1165

(3) インターネットで問い合わせる

社会保険庁から閲覧用のパスワードを入手して直接記録照会が可能です。この方法であればパスワード入手機械に4週間程度かかりませんが、自分自身で直接確認できるので記憶との突き合わせが簡単です。

利用の申し込みからユーザIDとパスワードの発行までの流れとして、

社会保険庁のHPアドレス
* <http://www.sia.go.jp/>

にまずアクセスします。

- ①利用申込み
- *基礎年金番号
- *氏名
- *生年月日
- *性別
- *郵便番号
- *住所
- *お客様設定パスワード
- 等の情報をまず入力します。

- ②ID・パスワード発行
- *ユーザID
- *パスワード
- を記した書類が社会保険庁から郵送されてきます。現在、申込みから郵送されるまでに4週間程度かかるそうです。

- ③インターネットでアクセス
- *ユーザID
- *パスワード
- *お客様設定パスワード
- を入力すれば、自分自身の年金記録が直接確認できます。筆者もパスワードを入手してこの操作を行ってみました。が、普段インターネットをご利用している方なら難しく操作できると思います。

このサービスで確認できる内容は以下のとおりです。

- ①これまでの公的年金制度の加入の履歴（加入制度、事業所名称、資格取得・喪失年月日、加入月数等）
- ②国民年金保険料の納付状況
- ③厚生年金の標準報酬月額、標準賞与額
- ④船員保険の標準報酬月額、標準賞与額

●照会記録と自分の記憶との突き合わせ

年金記録の照会ができれば、次はその照会記録と自身の記憶である年金加入履歴とを突き合わせる作業が必要になります。ここで、両者がピッタリ合えば問題ありません。いわゆる『宙に浮いた年金』も『消えた年金』も無いこととなります。問題なのは、照会記録に欠落がある場合です。自分自身の記憶にはあって、照会記録には加入履歴がないものです。この場合は、『宙に浮いた年金』または『消えた年金』が存在するかもしれません。ここで初めて、最寄りの社会保険事務所に出向いて相談することになります。ここでは、オンライン端末で氏名の漢字の読み間違いがないか、転退職時の未統合記録がないかを遡って調べます。

『宙に浮いた年金』については比較的解決しやすいでしょう。一方、『消えた年金』については、社会保険庁に記録自体が存在しないので解決には時間がかかるかもしれません。まずは、地方第三者委員会の審査に掛けて解決することになります。

*山口地方第三者委員会
*電話：083・933・1501
*住所：山口市河原町6・16

赤井労務マネジメント事務所
社会保険労務士 赤井孝文
URL <http://www.6064.jp>